

1 事件の発生状況等(令和8年6月末)

刑法犯認知件数

※暫定値

令和8年中 737件
令和7年中 750件
前年同期比 -13件

刑法犯検挙件数

令和8年中 376件
令和7年中 340件
前年同期比 36件

○増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
傷害	43	22
車上ねらい	27	17
詐欺	67	14

○減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
万引き	195	-25
性的姿態撮影等処罰法	41	-17
自転車盗	49	-9

2 特殊詐欺発生状況(令和8年6月末)

発生状況

※暫定値

令和8年 19件
令和7年 24件
前年同期比 -5件

被害金額

令和8年 約2億2,400万円
令和7年 約9,900万円
(約1億2,500万円増加)

3 交通事故発生状況(令和8年6月末)

	件数	死者	負傷者
令和8年	121	0	146
令和7年	127	1	143
増減	-6	-1	3

※交通事故発生件数は減少していますが、事故による負傷者は増加しています。また二輪車が関係する交通事故が多発しています。運転に不安を感じたら#8080(安全運転相談窓口)に相談しましょう。



4 生活道路における法定速度30キロ規制について

令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロに引き下げられます。生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。生活道路は見通しが悪い交差点が多く、交通事故が多発しています。速度が時速30キロを超えると交通事故の重傷化リスクが高まりますので、皆さんが交通事故の当事者にならないように普段から危険予測した運転を徹底し、安全な速度で走りましょう。

5 今月のトピックス

最近、「+」で始まる国際電話番号を使用した特殊詐欺や、SNS等で警察を騙り、送金を要求するニセ警察詐欺が多く発生しており、こうした詐欺電話は、自宅の固定電話だけでなく、携帯電話にもかかってきています。

今すぐ対策をし、被害に遭わないようにしましょう。



犯人からのだましの電話は携帯電話にもかかってきます！

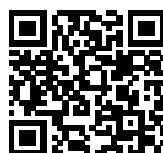
自宅の固定電話はこちら！

今すぐ、二次元コードを読み込んで対策を！

警察庁・SOS47

特殊詐欺対策ページ

ダウンロードはこちら ▶▶



戸部警察署生活安全課			西 区 町 別 犯 罪 発 生 状 況																		(令和8年6月末現在)				※			
地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯													知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺	
			暴 行	傷 害	恐 喝 そ の 他	小 計	侵 入 盗				非 侵 入 盗							合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯								
							空 き 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	置 引 き	万 引 き				そ の 他							小 計
第 1 地区	御所山町					0				0								0	0				0	2	-2	0.0%		
	桜木町			1		1				0			1					1	2	2	1		4	6	-2	66.7%	1	
	戸部町					0			1	1			1				1	3	4			4	7	-3	57.1%			
	戸部本町		1	1		2				0		1		6		1	2	10	10	8	2	13	35	31	4	112.9%		
	花咲町					0				0		1	1					2	2	1		1	4	2	2	200.0%		
	宮崎町			1		1				0								0	0				1	1	0	100.0%		
	紅葉ヶ丘					0				0			1					1	1	1		2	4	3	1	133.3%		
計		0	1	3	0	4	0	0	1	1	0	2	3	7	0	1	1	4	18	19	11	2	16	52	52	0	100.0%	
第 2 地区	中央町	1	1	1		2				0	1	1	3	3			5	4	17	17	1			21	24	-3	87.5%	
	西戸部町					0				0							1	1	1	1			1	5	-4	20.0%		
	西前町			1		1	1			1								3	4				5	1	4	500.0%		
計		1	1	2	0	3	1	0	0	1	1	1	3	3	0	0	8	5	21	22	1	0	0	27	30	-3	90.0%	
第 3 地区	久保町					0				0			1	1			1	3	6	6	3		9	11	-2	81.8%	2	
	浜松町		1			1				0							3	3	3			1	5	9	-4	55.6%		
	東久保町		1			1				0		1						1	1	1		3	7	-4	42.9%	1		
	藤棚町		3			3				0		1	2	2				5	5	1		9	11	-2	81.8%			
	元久保町					0				0								0	0	1		3	2	1	150.0%	1		
計		0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	1	6	15	15	6	0	3	29	40	-11	72.5%	
第 4 地区	赤門町					0				0							1	1	1				1	0	1	—		
	東ヶ丘					0				0				1				1	1				1	0	1	—		
	伊勢町					0				0	1			1			1	3	3	1		1	5	2	3	250.0%	1	
	老松町					0				0				1		2	1	4	4		2	6	0	6	—			
	霞ヶ丘			1		1				0				1			1	2	2		1	4	4	0	100.0%			
	境之谷					0	1			1				1				1	2			2	5	-3	40.0%			
西戸部町				1		1				0				4				4	4				5	6	-1	83.3%		
計		0	0	2	0	2	1	0	0	1	1	0	0	9	0	2	0	4	16	17	1	0	4	24	17	7	141.2%	
第 5 地区	岡野			1	1	2			1	1			2				4	3	9	10		3	15	21	-6	71.4%		
	北幸	6	3	3		6				0		1	3			2	4	10	20	20	4	1	7	44	65	-21	67.7%	2
	高島		18	12		30				0			12	1		1	55	21	90	90	5	2	25	152	136	16	111.8%	
	西平沼町			1		1				0	1						1	2	2	2		2	7	5	2	140.0%		
	平沼	1		1		1				0			1			1	1	4	7	7	1		4	14	8	6	175.0%	1
	南幸	9	14	16	2	32			2	2		3	11	2		18	79	31	144	146	10	4	39	240	240	0	100.0%	
計		16	35	34	3	72	0	0	3	3	1	4	29	3	0	22	143	70	272	275	22	7	80	472	475	-3	99.4%	
第 6 地区	北軽井沢					0				0	1							1	1				1	2	-1	50.0%		
	楠町					0				0			1	1				3	3	5	0	1	9	4	5	225.0%	3	
	浅間台					0				0		1					1	2	2	1		3	5	-2	60.0%	1		
	浅間町			1		1			1	1			6				10	16	17	1		19	20	-1	95.0%	1		
	南軽井沢					0				0			1					1	1			1	1	0	100.0%			
	南浅間町					0			1	1			2	1				4	5	2		7	3	4	233.3%	1		
宮ヶ谷						0				0								0	0	3		3	3	0	100.0%	2		
計		0	0	1	0	1	0	0	2	2	1	1	10	2	0	0	0	13	27	29	12	0	1	43	38	5	113.2%	
みなとみらい地区	みなとみらい		7	1	4	12				0						3	42	13	58	58	14	1	5	90	96	-6	93.8%	2
	西区全体	17	49	43	7	99	2	0	6	8	4	10	48	27	0	28	195	115	427	435	67	10	109	737	750	-13	98.3%	19
	前年同期	12	42	21	6	69	1	0	15	16	10	16	58	10	0	23	220	136	473	489	53	9	118	750				24
	増減	5	7	22	1	30	1	0	-9	-8	-6	-6	-10	17	0	5	-25	-21	-46	-54	14	1	-9	-13				-5

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

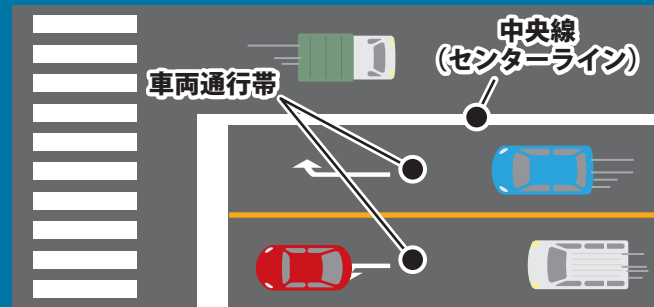
30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

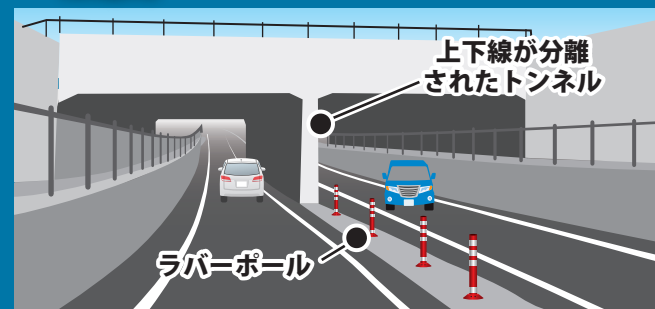


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



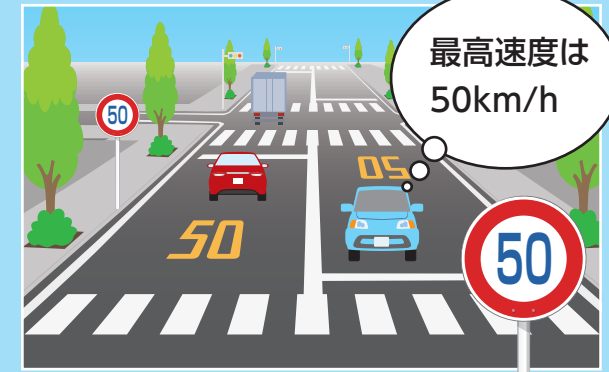
従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

令和8年 西区内の火災・救急概況(西消防署)

R8.1.1～ R8.6.30



2026年度全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」



区分／年別		令和8年	令和7年	増△減
火 災 件 数		13	11	2
火災種別	建 物 火 災	12	9	3
	車 両 火 災		1	△1
	船 舶 火 災			
	林 野 火 災			
	その他の火災	1	1	
焼損床面積(㎡)		168	22	146
死　　者		1	1	
負傷者		2		2
主な原因	電気機器	4	2	2
	配線器具	3	2	1
	ストーブ	1		1
	放火(疑い含む)	1	1	
	電灯・電話等の配線	1		1

区分／年別		令和8年	令和7年	増△減
救 急 件 数		4,889	5,270	△381
主な 内容	急 病	3,322	3,640	△318
	交通事故	131	145	△14
	一般負傷	1,017	1,052	△35
	そ の 他	419	433	△14

連合町内会別火災発生状況			
連合／年別	令和8年	令和7年	増△減
第一地区		1	△1
第2地区	2		2
第3地区		3	△3
第4地区	4		4
第五地区	5	2	3
第六地区		1	△1
みなとみらい地域	2	2	

※速報値ですので、確定したものではありません。

【1か月間の火災状況(6月1日～6月30日)】

※6月中 合計1件(建物火災:1件)
・高島二丁目(駅)

9月9日は救急の日 「救急フェア2026」

※消防瓦版※

「あんしん救急」
知って予防!救急車!

●【開催日時】

令和8年9月9日(水)
13:30～15:30

●【場所】

新都市プラザ
(そごう横浜店地下2階正面入口前)

●【イベント内容】(予定)

- ・119通報体験、心肺蘇生法・AED体験
- ・よこはま防災e-パーク体験
- ・子ども防火衣、救急服着装体験&記念撮影
- ・ISUZU自動車(協賛特設ブース) など



おぼえておきたい3ステップ



日頃の備えに
必要な情報を発信



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う 市民アンケート等の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民アンケートとパネル展の概要

（1）市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。

※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

（2）パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。



まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



実施期間 2026年7月27日 から **8月31日まで**

回答方法 ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年**の**まちの将来像やまちづくりの方針**を示します。

02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、**今後改めてご意見を伺います。**



03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

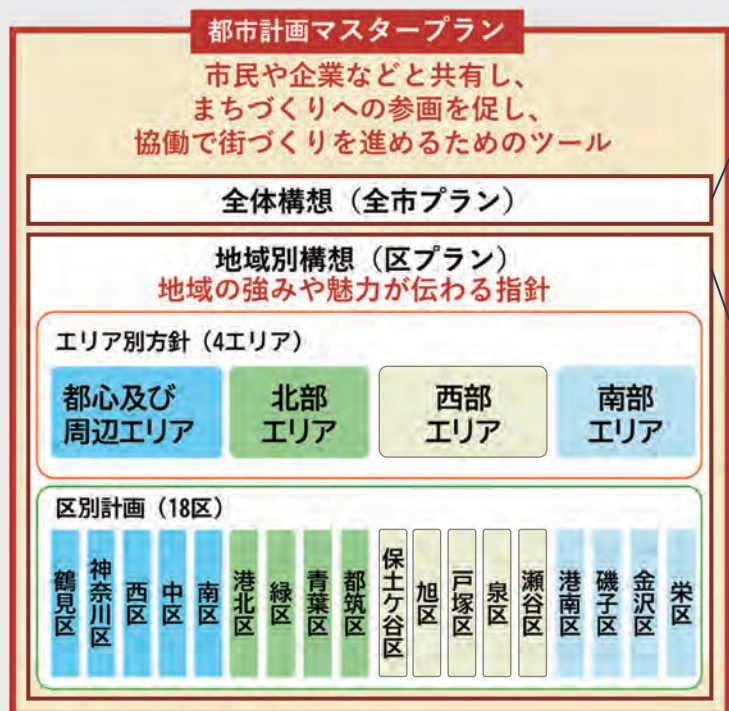


都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市計画マスタープランの構成



全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。

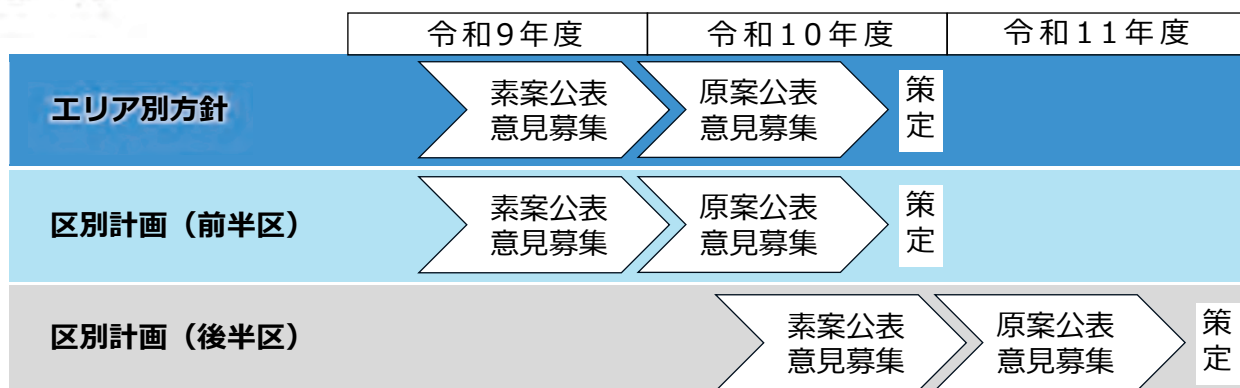


現行の区プラン

スケジュール

今回

アンケート
パネル展等



- 前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区
- 後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区

自治会・町内会 会長様

神奈川県共同募金会横浜市西区支会

支会長 西 岡 茂

共同募金「にしくだより」配布協力依頼並びに募金資材必要数等の確認について (ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

毎年共同募金運動の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日から始まる共同募金運動を実施するにあたり、共同募金の趣旨や寄付金の配分使途についてお知らせし、募金への協力を呼びかけるために広報紙を発行いたします。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、共同募金「にしくだより」の配布にご協力くださいますようお願いいたします。

また、各自治会町内会での戸別募金のご依頼をさせていただくにあたり、赤い羽根等「募金資材」の送付先と必要数についてご確認くださいようお願い申し上げます。

1 共同募金「にしくだより」の配布について

(1) 配布方法

8月下旬（「広報よこはま西区版」と同時期）に宅配業者により配達。

(2) 配布手数料

町内会加入世帯数×2円（100円未満切り上げ）をお支払いいたします。

※町内会加入世帯数の基準日：令和8年4月1日時点

※各地区連合町内会に一括振込いたします。

2 募金資材の送付先と必要数の確認について ※資材は別途、9月末に発送予定

(1) 回答方法

別紙 変更届「共同募金運動資材送付先及び資材数確認票」をご確認の上、

変更がある場合のみ、ご回答をお願いいたします。 *同封の返信用封筒をご利用ください。

(2) 提出期限

令和8年8月7日(金)

※提出期限を過ぎても返送が無い場合は、昨年度配布数を区連会配送ルート便にてお届けしますのでご了承ください。

【事務局】 神奈川県共同募金会横浜市西区支会（担当：福澄・富村）
西区高島二丁目7番1号ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
電話：450-5005 FAX：451-3131

変更届

※該当項目のない場合は返送不要です。

令和8年度 赤い羽根共同募金運動資材数及び送付先確認票

8月7日までにご返信のない場合は区連会配送ルート便にて昨年同数の資材をお届けいたします。

自治会町内会名



1 資材の送付先

募金資材は9月の区連会后、配送ルート便で送付させていただきます。

区連会配送ルート便お届け先と異なる場所へ配送をご希望の場合は下記に送付先の記入をお願いします。

お名前	
ご住所	〒 西区
電話番号	

2 資材必要数

資材は昨年度と同数で送付予定です。変更希望のある場合は下記にご記入ください。

	資材名	写真	使い方	昨年度 注文数	変更後 資材数
1	赤い羽根		主に街頭募金で使います。「寄付」のご協力をしていただいたしるしです。	枚	枚
2	寄付済証 (領収書)		戸別募金で協力いただいた寄付者に対する領収書です。年度の記載はありませんので、次年度もご利用いただけます。(1冊50枚綴り)	冊	冊
3	共同募金リーフレット		共同募金への理解を深めていただくための資料です。A4用紙三つ折サイズ。【5部単位】	部	部
4	戸別募金用 封筒募金袋		募金の任意性に配慮するため、封筒に入れ、戸別に募金を集めるために使います。【5枚単位】	枚	枚
5	ポスターB3サイズ		自治会・町内会の掲示板などにご利用いただけるポスターです。(1枚～)	枚	枚
6	ポスターA4サイズ		上記と同じですが西区支会にて普通紙に印刷したのになります。(1枚～)	枚	枚
7	払込取扱票		郵便振替のみご利用いただけます。指定の払込取扱票をご利用ください。(1枚～)	枚	枚
8	ボランティア委嘱状		神奈川県共募会長名による募金ボランティア用の身分証明証です。【5枚単位】	枚	枚
9	赤い羽根募金運動・ 年末たすけあい募金運動 実施に伴う留意事項		共同募金運動を進めるにあたっての留意事項をまとめた資料です。A3用紙二つ折サイズ。【5部単位】 ※資材の注文が無い場合も、自治会・町内会会長分1部を送付します。	部	部

※その他資材に関するご要望等がありましたら、欄外に記載しご返送ください。

神奈川県共同募金会横浜市西区支会 (担当：福澄・冨村)

西区高島二丁目7番1号ファーストプレイス横浜3階 横浜市西区社会福祉協議会内

TEL: 450-5005 FAX: 451-3131

<参考>

市連会 2 月 定例会 説明資料
令和 8 年 2 月 1 2 日
健康福祉局 地域支援課

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

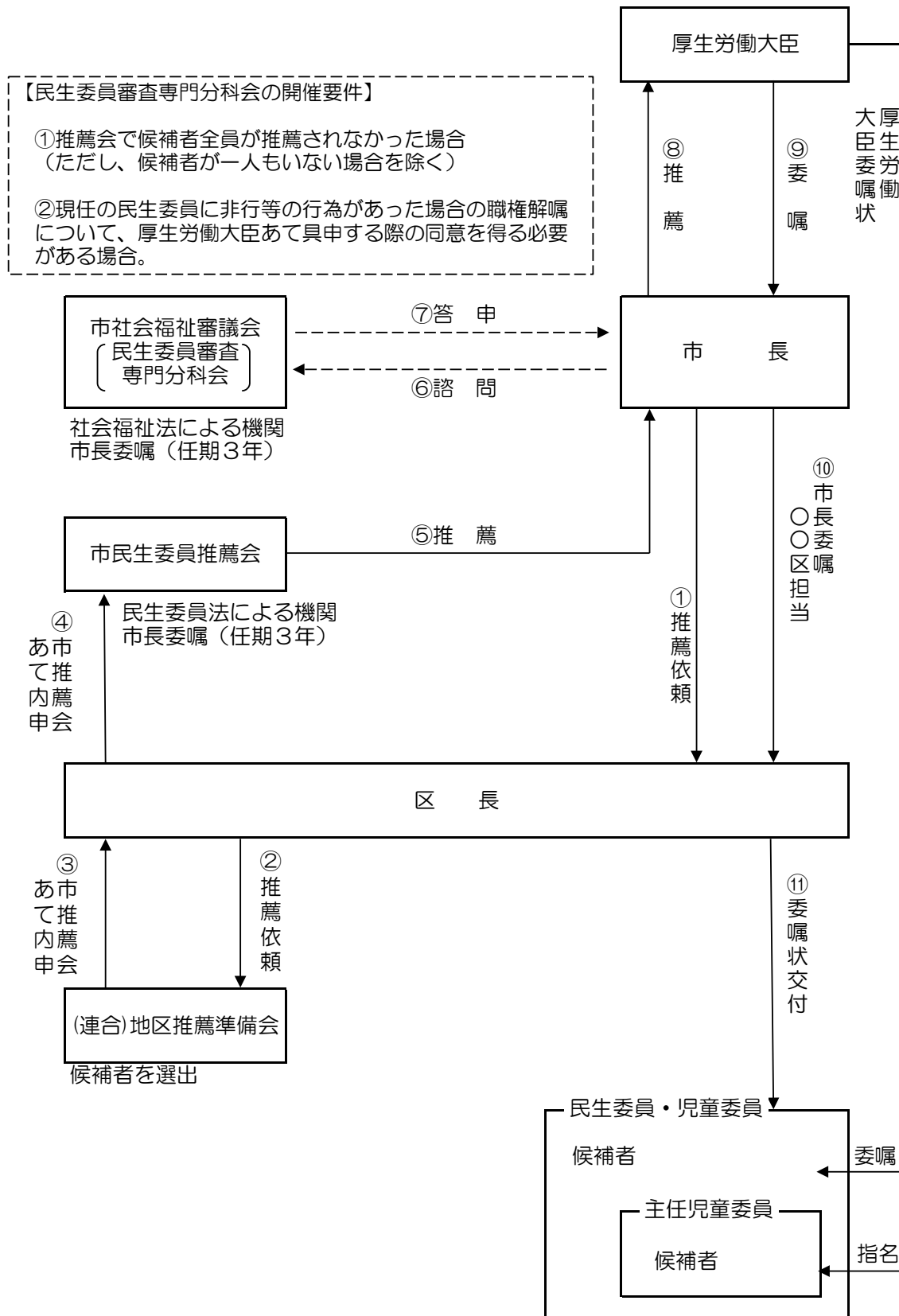
- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：健康福祉局地域支援課 阿部
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円 ※欠員補充の場合は、委嘱された月より月割りで支給

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】※令和 8 年度の負担額に更新

年間 8,000 円（令和 8 年度の場合） ※欠員補充の場合は、その年度の会費負担はなし

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています（区社協会費は地区民児協単位での負担となります）。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	6,000	主に、区・地区民児協事業費、民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）等に充当
区民児協会費	2,000	主に、区民児協運営費及び研修・活動啓発等の事業費等に充当
計	8,000	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 - その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 - 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	◆新任 6 8 歳までの方 (昭和 32 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 26 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。 ◆元職 7 4 歳までの方 (昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)	◆新任 5 4 歳までの方 (昭和 46 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 42 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u> ◆元職 6 0 歳までの方 (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 36 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和 10 年(2028)年 1 1 月 3 0 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 1 0 人	推薦人 5 ～ 1 0 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。
取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。
「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

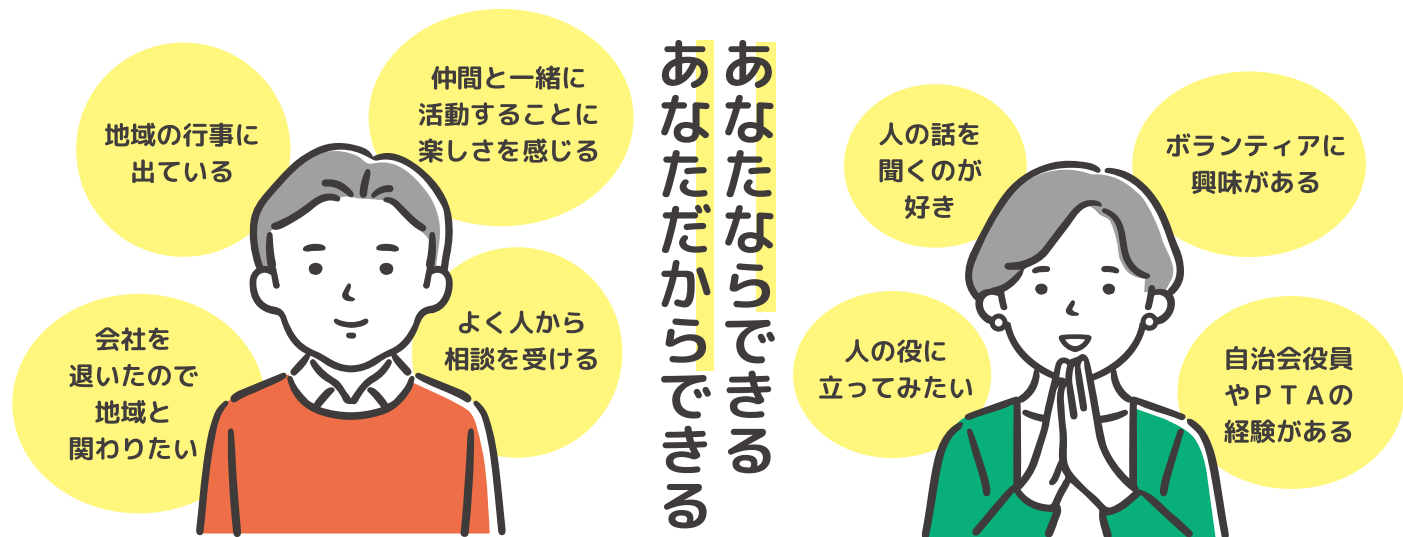
- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,756	825	3,336	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	340	75	246	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	318	48	225	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	135	20	96	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	195	29	138	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	280	56	192	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	291	35	211	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	299	42	216	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	334	42	224	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	237	32	167	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	280	31	203	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	425	78	290	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	227	33	174	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	331	49	254	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	189	46	118	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	347	74	250	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	164	45	105	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	193	58	116	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	171	32	111	143

* 定数は令和7年12月1日現在

＼やってみませんか？／ 民生委員・児童委員

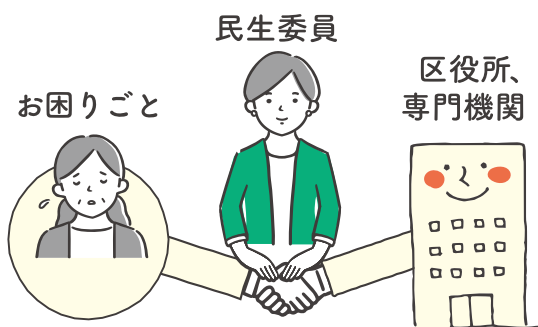


横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています

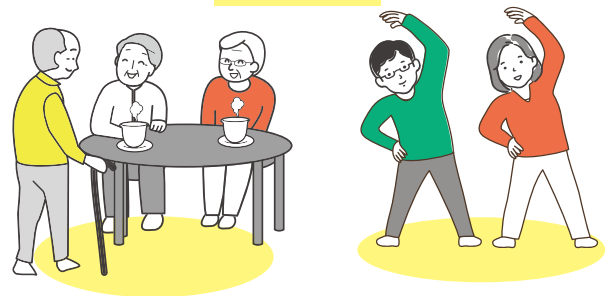
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた



福祉の仕組みに
詳しくなれた



人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた



仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

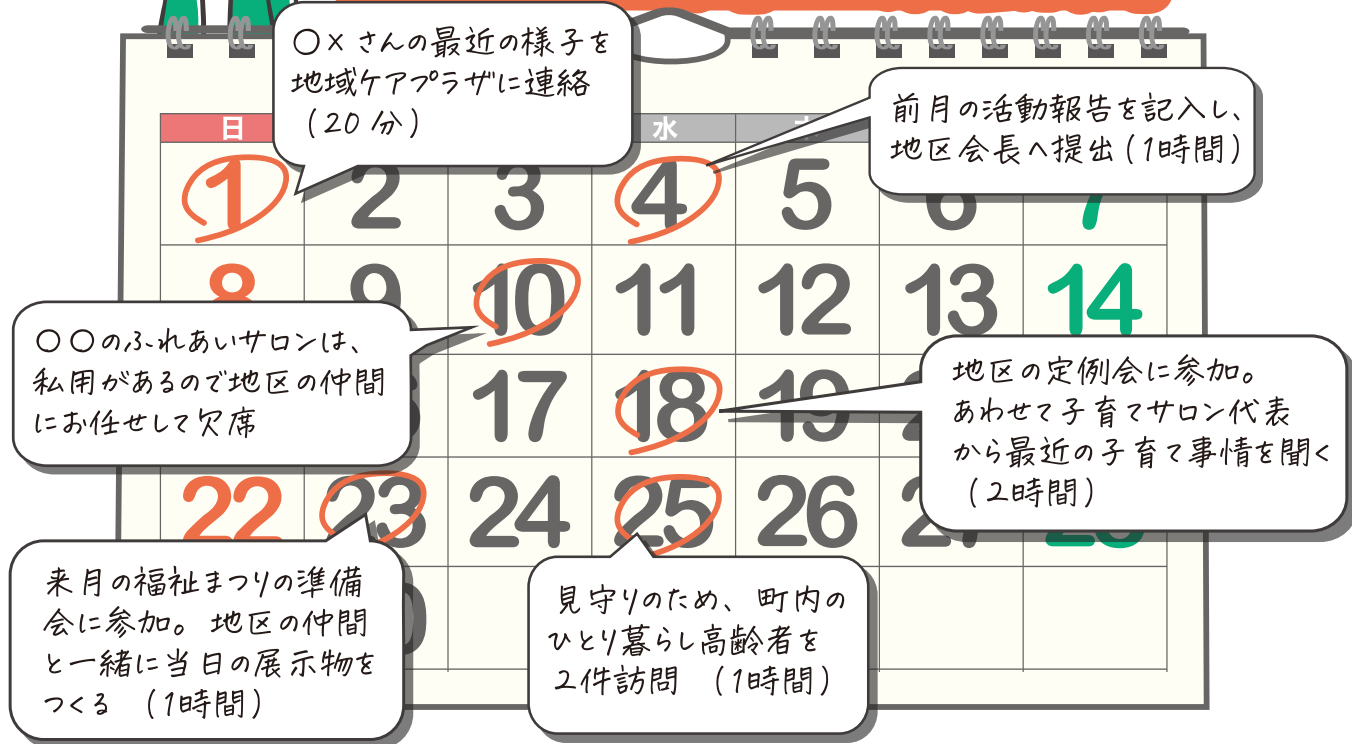
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365 日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- -) へご相談ください。

令和7年1月発行

令和8年7月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,224	804	2,935	3,739	530	25	446	471	4,754	829	3,381	4,210
鶴見区	303	70	217	287	34	7	27	34	337	77	244	321
神奈川区	280	45	203	248	36	4	30	34	316	49	233	282
西区	123	19	88	107	12	2	10	12	135	21	98	119
中区	169	26	116	142	26	2	21	23	195	28	137	165
南区	247	55	161	216	33	1	29	30	280	56	190	246
港南区	261	36	187	223	30	1	24	25	291	37	211	248
保土ヶ谷区	253	42	175	217	46	0	42	42	299	42	217	259
旭区	294	42	203	245	40	2	26	28	334	44	229	273
磯子区	217	31	157	188	20	1	14	15	237	32	171	203
金沢区	249	30	179	209	32	0	28	28	281	30	207	237
港北区	380	77	253	330	46	1	41	42	426	78	294	372
緑区	204	32	157	189	23	0	21	21	227	32	178	210
青葉区	299	49	226	275	32	0	30	30	331	49	256	305
都筑区	169	43	106	149	20	3	16	19	189	46	122	168
戸塚区	311	74	221	295	38	1	33	34	349	75	254	329
栄区	150	44	94	138	14	0	14	14	164	44	108	152
泉区	169	57	98	155	24	0	22	22	193	57	120	177
瀬谷区	146	32	94	126	24	0	18	18	170	32	112	144

* 定数は令和8年7月1日現在

令和8年7月1日時点 各地区の現員数・欠員数の状況

	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	合計
定数	15	13	23	24	32	28	135
現員数	14	10	21	20	30	24	119
欠員数	1	3	2	4	2	4	16

令和8年7月1日時点 欠員地区

地区	担当	担 当 区 域	自治会町内会
第一地区	3	宮崎町全域	宮崎町親和会
第二地区	3	伊勢町3丁目130、 133-1・2・3・12、134~148	伊勢町三丁目睦会
第二地区	5	中央1丁目1~7、12~18、22、23、 西前町2丁目、 伊勢町3丁目133-5~7、133-13、 133-16~19	西杉町内会
第二地区	9	中央2丁目1、2（2-1~7、2-8の一部、 2-9の一部を除く）、 3~4、18~26、西前町3丁目	西前三丁目町内会
第三地区	1	浜松町8~16	浜松町町内会
第三地区	11	久保町3-13~24、15、16、25、 26、27-23~27、35~37	久保町第三自治会
第四地区	2	伊勢町2丁目79~96 （88、89を除く）	伊勢町二丁目町会
第四地区	3	伊勢町2丁目97~113 伊勢町3丁目118~132	伊勢町2・3丁目親和会
第四地区	6	老松町29 （アトラス野毛山、野毛山マンション）	野毛山マンション管理組合
第四地区	18	赤門町2丁目全域	赤門町二丁目自治会
第五地区	2	平沼1丁目3~6	平沼東一丁目自治会
第五地区	5	平沼1丁目37~39 40-17（モンテベルデ横浜）、40-25 （アール・ケーブラザ横浜Ⅱ）	平沼昭和親交会
第六地区	10	浅間台1~23、24の一部、27の一部、 28の一部、29~35	浅間台自治会
第六地区	15	浅間町2丁目95~102	浅間町2丁目自治会
第六地区	23	南浅間町10~19	南浅間町第二町内会
第六地区	24	南浅間町20、27~31	南浅間町第三町内会

西福 第 390 号
令和 8 年 7 月 17 日

自治会・町内会長 各位
管理組合理事長 各位

西区福祉保健課長

「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」による
民生委員・児童委員の訪問について（お知らせ）

盛夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より西区民生委員・児童委員活動に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、横浜市ではひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる地域づくりを目指して、「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を平成 24 年度より実施しています。

今年度も、民生委員・児童委員が、担当地域にお住まいの 75 歳以上の方のみのご家庭に訪問等を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

1 訪問対象者

令和 8 年 5 月時点の住民票上の情報で

- (1) 75 歳以上でひとり暮らしの方
- (2) 75 歳以上の方のみでお住まいのご家庭

※次に該当する方は今回の訪問は対象外となる場合があります。

- ・ 民生委員と既に顔見知りの方
- ・ 地域ケアプラザや区役所と関わりのある方
- ・ 介護保険の認定を受けケアマネジャーと契約している方

※横浜市の方針により、訪問対象を 80 歳以上の方のみ とする場合があります。

2 訪問する人

地域を担当する民生委員・児童委員

3 訪問時期

8 月上旬から 11 月中旬まで（予定）

4 その他

担当する地域の民生委員が欠員の場合は、近隣地域の民生委員が訪問する場合があります。

また、状況を確認することができなかった方については、後日区役所からのお手紙や、地域ケアプラザの訪問により確認させていただく場合があります。

担当：西区福祉保健課 相澤、高木
電話：3 2 0－8 4 3 6

裏面あり

■ ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業について

高齢者の皆様の相談役として、民生委員と地域包括支援センターが地域に根付いた活動を行っています。特に、ひとり暮らしの高齢者などの皆様にとって、身近な存在として困ったときに頼っていただくためには、普段から顔と名前を覚えていただくことが大切です。

そこで、横浜市の事業として、区役所の福祉保健センター、民生委員、地域包括支援センターが協力・連携し、75 歳以上のひとり暮らし高齢者などの皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをおうかがいする取組を行っています。また、介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■ 個人情報の取扱いについて

この取組は、関係法令（民生委員法、老人福祉法、介護保険法及び横浜市個人情報保護条例）に基づき、行政が保有する個人情報を、法律上守秘義務が課されている民生委員及び包括支援センターに提供して実施しており、民生委員及び包括支援センターが、この取組で知り得た情報をご本人の同意なく第三者に提供することはありません。

連 合 町 内 会 長 各位
自治会・町内会長 各位

西区福祉保健課長

災害時要援護者名簿の活用について
～災害時にもいきる「顔の見える関係づくり」の一層の推進～

日頃から、西区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

西区では、「あんしんカード」の配布や「ふれあい会」の活動を通じ、要援護者を把握し、日頃から「顔の見える関係」を活かした支援の取組が行われています。地域のつながりづくりに多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後も、災害時にも活きる「顔の見える関係づくり」の取組を、地域の皆様とともに進めていきたいと考えています。

地域で要援護者を把握する方法の一つとして、行政が作成する「災害時要援護者名簿」を、地域の自主防災組織（自治会・町内会等）へ提供することができますので、ご活用をご検討いただければ幸いです。

なお、本年度、「災害時要援護者名簿の活用」に関する説明動画を作成いたしましたので、あわせてご活用くださいますようお願いいたします。

行政の作成する「災害時要援護者名簿」活用までの流れについて

- (1) 各自治会町内会から区役所に相談・調整
- (2) 協定の締結
- (3) 個人情報保護に関する研修を受講
- (4) 名簿掲載対象者の意思確認、名簿の作成（区役所が実施します）
- (5) 名簿の提供

※名簿の活用にあたっては、ご不明なことがありましたら、次の問合せ先までお気軽にご相談ください。



▲説明動画（HP 掲載・5 分間）



西区 災害時要援護者支援



お問合せ先 福祉保健課（2階24番窓口）
担当：櫻井・櫛橋・小野
電 話：045-320-8437 / FAX：045-324-3703
E-mail：ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

【名簿の活用を検討する際に、お寄せいただく質問】

Q 災害時要援護者名簿を提供された場合、地域の支援者は、名簿に掲載されている要援護者を必ず助けなければならない責任を負うのか。

A 災害時は、地域の支援者も被災する恐れがあり、要援護者の安否確認などは、地域の共助による取組としてできる範囲で行うもので、責任を伴うものではありません。災害時要援護者名簿は、名簿に掲載されている要援護者を訪問していただくなど、日頃から地域で「顔の見える関係づくり」に取り組む手段としてご活用いただくことが大切と考えます。

Q 名簿に掲載されている方と必ず関係づくりをしなければならないか。

A 日頃から地域で「顔の見える関係づくり」に取り組むことは大切と考えておりますが、まずは、名簿に掲載されている自力で避難することが困難な方が、「どこに住んでいるか」を地域で把握していただくことから始まると考えます。

Q 自治会・町内会で、独自に名簿を作成している。新たに区役所から名簿を提供してもらう必要はないのではないか。

A 各地域で名簿を作成されている声は聞いております。今回ご案内する名簿は、自治会・町内会の区域内にお住いの、一定の基準に該当する要援護者について、本人の意思を確認した上で、区役所が作成するものです。各地域で作成された名簿と併用することで、より網羅的に要援護者を把握することができます。



災害時に生きる「顔の見える関係づくり」のために 災害時要援護者名簿も 活用してみてもいいかな？

地域には高齢者や障害者、乳幼児がいる世帯など、災害時に特に支援を必要とする方々（要援護者）がいます。いざという時に孤立してしまう人を出さないためには、これらの方たちも交え、日頃からの「顔の見える関係」を築いておくこと、また、その関係を地域の中で生かして発災時の安否確認の体制づくりなどに取り組むことが大切です。

❁ 災害時にもいきる「顔の見える関係づくり」をするためには・・・？

まずは、要援護者の方々を把握する必要があります。

◎ 横浜市が提供する「災害時要援護者名簿」を活用します。



横浜市では、特に自力避難が困難と想定される対象者（要介護の高齢者、障害者等の方）について、名簿（災害時要援護者名簿）を作成しています。必要とする地域には名簿を提供することが可能です。

提供に際しては、区役所との協定締結、個人情報の取扱いについての手続き等が必要です。

【災害時要援護者名簿のイメージ】

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害
横浜 太郎	西区〇町〇番地	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○	
港 花子	西区〇〇一丁目〇番地	19XX/12/31	女	—		○

【災害時要援護者の対象】 ※西区内には、約4,000名該当。自治会町内会あたり、平均 40名。

- 介護保険要介護・要支援認定者で、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方。
(ア)要介護3以上の方 (イ)ひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 (ウ)認知症のある方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)
- 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方。
- 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方。

【災害時要援護者名簿の種類】 ※方式は、それぞれの自治会町内会でお選びください。

方式名	要援護者名簿作成・提供方式の概要
① 同意方式	区役所から対象者に対して、名簿への登録の意思確認を行い、 <u>同意された方</u> の個人情報を提供する方式 ≪特徴≫ 要援護者は、地域とのつながりや関わりを求めている可能性が非常に高い。
② 情報共有方式	区役所から対象者に対して、名簿への登録の意思確認を行い、 <u>拒否の意思表示をされた方</u> を除いた個人情報を提供する方式 ≪特徴≫ 同意方式と比較して、要援護者情報が多く提供されますが、地域との関わりを求めている可能性もある。

災害時要援護者名簿が提供されるまでのスケジュール

※市が提供する災害時要援護者名簿を活用する方式

【1】-① 同意方式 【1】-② 情報共有方式

地域の自主防災組織（自治会・町内会等）で検討します。
取組の希望がある場合は、同意方式または情報共有方式を選択します。

協 定 締 結

地域の自主防災組織 （自治会町内会等）

個人情報保護に関する
書類作成・提出

個人情報保護に関する
研修の実施

研修時間は30分程度

区役所

①同意方式

個人情報の提供に
対する同意確認

②情報共有方式

個人情報の提供
に関する
事前通知

対象の要援護者
（高齢者、障害者）



個人情報提供に
同意された方のみ
名簿へ掲載

個人情報提供を
拒否された方以
外は名簿へ掲載

名 簿 作 成

名 簿 提 供

地域の自主防災組織（自治会町内会等）

地域の自主防災組織の取組 ⇒ ⇒ 日頃からの顔の見える関係づくり

- 自主防災組織内や対象者へ取組を周知し、次のような訪問・見守り活動を実施

災害発生時の安否確認や
避難支援などにつながる取組の
実施。
※訪問・見守り活動の実施

⇒

- 回覧板を届ける際や地域のイベント案内と併せて訪問
- 敬老のお祝いを配付する際に併せて訪問
- 避難訓練の実施

具体的な取組方法や事例のご紹介につきましては、次の窓口までお問い合わせください

- 西区役所福祉保健課運営企画係（西区役所2階24番窓口）
電話：320-8437 FAX：324-3703
- 西区役所総務課庶務係（西区役所4階51番窓口）
電話：320-8308 FAX：322-9847

自治会・町内会長 各位

西区福祉保健課長

あんしんカードの配布と更新について（依頼）

日頃より、西区政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、多くの自治会・町内会で「あんしんカード」をご活用いただき、配布をきっかけに地域での顔の見える関係づくりも進めていただいております。そうした関係は、地震や風水害が発生した時、防犯などにも役立ちます。

また、あんしんカードの活用にあたっては、対象者を取り巻く状況に変化が生じることがあるため、定期的な更新を推奨しております。

添付の「“あんしんカード”で顔の見える関係づくりを！」をご参考に、高齢者や障害者の方、その他必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡しくださるようお願いいたします。

1 申込方法

(1) F A XまたはEメールで「配布申込書」を福祉保健課までお送りください。

福祉保健課F A X（324-3703）

E-Mail：ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

(2) ご来庁

西区役所 福祉保健課（2階24番窓口）まで「配布申込書」をお持ちください。

2 配布物

あんしんカードの他、わかりやすい場所に貼って使用できるように、クリアファイルとマグネット、吸盤クリップも併せて配布しております。（マグネットはなくなり次第終了となります）

※英語版、中国語版のあんしんカードも申込みいただけます。

※あんしんカードをお渡しする際、「あんしんカード説明資料」「記載例」をご活用ください。

- 【参考】次のようなときには、必要となる数をぜひお申し込みください。
- 「あんしんカード」の取組を新たに始めたい
 - 配布対象を広げたい（例：高齢者だけでなく障害のある方にも配布したい）
 - 新規に把握した対象者に配布したい（例：70歳以上を対象にしているので、今年は新たに70歳になった方の分が必要）
 - カード自体を更新したい（例：記載した情報が古いので、更新が必要）



資料はこちらから

【問合せ先】西区福祉保健課 事業企画担当

小野、小高、櫻井、櫛橋

電話番号：045-320-8437

F A X：045-324-3703

E-Mail：ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

“あんしんカード”で顔の見える関係づくりを！

現在、「あんしんカード」を地域ぐるみで配布することで、「顔の見える関係づくり」を広げる取組が、多くの自治会・町内会で進められています。

今後も「あんしんカード」をはじめとした顔の見える関係づくりが、地域ぐるみの取組として広がり、継続され、一人でも多くの高齢者や障害者等と地域とのつながりが広がっていくことを目指して、一層の取組を進めていただければ幸いです。

西区連合町内会・自治会連絡協議会 会長 西岡 茂
西区長 本多 由紀子

あんしんカードとは



災害時や緊急時、駆け付けた人に必要な情報がわかるよう緊急連絡先などを記載してわかりやすい場所に貼っておくカードです。

自治会・町内会をはじめ、地域ぐるみで高齢の方や障害のある方を訪問するきっかけのツールとして活用することで「顔の見える関係づくり」に役立ちます。

あんしんカード活用の流れとポイント

申込



自治会・町内会ごとに、申込書に所定の項目を記入し、福祉保健課にファックス等でお申し込み下さい。

配布



高齢者や障害者、そのほか支援が必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡し下さい。実際にお宅を訪問し、手渡ししたり、一緒に記入をしていただくなど工夫をしていただくと、より効果的です。

また、お渡しの際、あんしんカード表面一番下に個人情報の共有について記載があります。個人情報を共有する場合は、「誰がどのような目的で共有するか」をご説明いただき本人から署名をしていただくようお願いいたします。

継続した
関係づくり

「あんしんカード」の配布を通じて、地域ぐるみで見守っているというメッセージになり、日頃からのコミュニケーションが増えるという効果が出てきます。そうした関係は、緊急時（病気で倒れた、地震、風水害などが発生したなど）にも大いに役立ちます。



更新

継続して取り組む中で、「あんしんカード」の情報の更新が必要になったりします。また「あんしんカード」の情報更新を目的に、定期的な訪問もできます。



あんしんカード

年 月 日 記入

ふりがな				せいねんがっぴ 生 年 月 日	ねんれい 年 齡
し め い 氏 名				(明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平) 年 月 日	歳
じゅうしょ 住 所	にしく 西区			☎	
きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	ふりがな		かんけい 関係		☎
	し め い 氏 名				
	ふりがな		かんけい 関係		☎
	し め い 氏 名				
みぢかなそうだんさき 身近な相談先	きんじょのひと 近所の人 ゆうじん 友人など	ふりがな		☎	
		し め い 氏 名			
	みんせいいいん 民生委員	ふりがな		☎	
		し め い 氏 名			
	そ の た その他	ふりがな		☎	
		し め い 氏 名			
しんさいじひなんばしょ 震災時避難場所				ふうすいがいじひなんばしょ 風水害時避難場所	
かかりつけ医					
たつた その他伝えたいこと (アレルギーなど)					
該 当 す る 方 だ け ご 記 入 く だ さ い	かいごほけん 介護保険の ケアマネジャー	じぎょうしょめい 事業所名 ()			☎
	けいかくそうだん 計 画 相 談	じぎょうしょめい 事業所名 ()			☎
	てちょう 手帳について	☐ 身体障害者手帳 () 障害 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳			
	かよっているしせつ 通っている施設 そうだんきかん 相談機関 しょくば 職場	めいしょう 名 称 ()			☎
		めいしょう 名 称 ()			☎

このカード情報は、あなたの地域で、顔の見える関係づくりや見守り・訪問活動のために、自治会町内会、ふれあい会、シニアクラブ、その他の支援関係者間で共有・活用される場合があります。

このことにご承諾いただける場合には、署名をお願いします。 署名： _____

○自由記載欄（配慮が必要なこと）



西区のマスコット
にしまるちゃん

○困った時の相談・連絡先（市外局番はいずれも045）

○福祉保健等について（相談時間 月～土 9:00～18:00）※施設点検等のため休館する場合は
日・祝日 9:00～17:00 あります。夜間・休館日は電話受付のみ

施設名	地域ケアプラザ	FAX
-----	---------	-----

○障害のある方について

施設名	主な相談	電話	FAX	相談時間
横浜障がい相談システム ねくさす	障害全般	594-7681 (相談時間外の緊急時は、 ガッツ・びーと西 250-6506に)	594-7682	主に月～金 9:00～17:00
生活支援センター西	精神障害	252-2414	348-9090	月～土 10:00～17:00

○西区役所相談窓口（月～金 8:45～17:00）

高齢・障害支援課 高齢者 支援担当	☎ 320-8410 FAX 290-3422	高齢・障害支援課 障害者 支援担当	☎ 320-8417 FAX 290-3422
----------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------

○夜間の急病には

施設名	横浜市夜間急病センター	☎ 212-3535	住所	中区桜木町1-1
診療科目	内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科	診療時間	20:00～24:00	

○急病時などに受診できる医療機関の案内（24時間・年中無休）

施設名	横浜市救急相談サービス	電話	#7119	FAX	242-3808(聴覚障害者専用)
-----	-------------	----	-------	-----	-------------------

○精神疾患の急激な発症や病状の悪化で、早急な医療が必要な方に対する
医療機関の案内

施設名	精神科救急医療情報窓口	電話	261-7070
時間	平日夜間：17:00～翌朝8:30（翌朝8:00まで受付） 土・日・祝日：8:30～翌朝8:30（日・祝日の翌平日朝は8:00まで受付）		

申込書提出先 西区福祉保健課事業企画担当 行
FAX 045-324-3703
E-Mail ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

令和 年度「あんしんカード」等 配布申込書

申込者	自治会・町内会等名	申込責任者氏名	住所・電話番号		
			〒 ☎（ ）		
申込内容	配布希望数 ※「カード」と「クリアファイル・マグネット・吸盤クリップ」それぞれの必要数をお書きください	あんしんカード		クリアファイル等	
		日本語版 英語語版 中国語版	枚 枚 枚	クリアファイル マ グ ネ ッ ト 吸 盤 ク リ ャ イ フ ァ イ ル	枚 個 個
	必要物品のお渡し方法 ※希望される方法の番号に○をつけてください	1 申込責任者宅へ配送 2 区役所(福祉保健課)窓口で受け取り 3 その他()			
自治会・町内会等での取組	配布対象 ※あてはまるものすべてに○をつけてください。	1 高齢者(____ 歳以上) → ア すべての高齢者に配付 イ 高齢者のうち以下の世帯に配付 → A ひとり暮らし B 高齢者のみ世帯 C 日中独居 2 障害者 3 その他 (具体的に _____) ※今年度の取組で対象者の見直しや拡大をされた場合は、具体的に見直した点もお書きください。 ※記入例：「障害者にも配布することにした」、「75 歳以上を対象にしていたが、70 歳以上を対象にすることにした」 など []			
	訪問・配布の時期	年 月 頃			
	配布方法	【記入例】：「回覧版でカード希望者を募った上で、町内会の〇〇担当と〇〇会などが、2人1組で訪問して手渡す」など			
備考 その他ご質問等がありましたらお書きください					

表面

地域

あんしんカード

令和4年8月記入

ふりがな		にし はなこ		せいねんがっぴ 生年月日		ねんれい 年齢	
しめい 氏名		西 花子		(明・大・ 昭 ・平)		23 年 6 月 2 日 74 歳	
じゅうしょ 住所		ちゅうおう にしく 西区 中央1-5-10				☎ 045-320-8436	
1 きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先		ふりがな	にし たろう	かんけい	長男	☎ 090-〇〇〇-△△△△	
		しめい 氏名	西 太郎	かんけい	関係		
2 みぢかなそうだんさき 身近な相談先		ふりがな	みなと いちこ			☎ 045-320-8410	
		しめい 氏名	港 一子				
3 しんざいじひなんばしよ 震災時避難場所		ふりがな	かなかわ さぶろう			☎ 045-320-8437	
		しめい 氏名	神奈川 三郎				
4 かかりつけ医		ふりがな				☎	
		しめい 氏名					
5 たつた その他伝えたいこと (アレルギーなど)		ふりがな				☎	
		しめい 氏名					
該当する方だけご記入ください		かいごほけん 介護保険の ケアマネジャー	じぎょうしよめい 事業所名 (M事業所 〇〇ケアマネジャー)			☎ 045-■■■■-△△△△	
		けいかくそうだん 計画相談	じぎょうしよめい 事業所名 (N事業所 〇〇相談員)			☎ 045-□□□-▲▲▲▲	
てちょう 手帳について		☒ 身体障害者手帳 (心臓機能) 障害 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳					
かよっているしせつ 通っている施設 そうだんきかん 相談機関		めいしよ 名称 (地域活動ホーム L)			☎ 045-△△△-□□□□		
しよくば 職場		めいしよ 名称 ()			☎		

このカード情報は、あなたの地域で、顔の見える関係づくりや見守り・訪問活動のために、自治会町内会、ふれあい会、シニアクラブ、その他の支援関係者間で共有・活用される場合があります。

このことにご承諾いただける場合には、署名をお願いします。 署名： 西 花子

夫婦・親子で、1枚のカードにそれぞれの情報を記入し、カードを一緒にお使いいただくこともできます。

●できるだけ各欄に記入しましょう！

氏名・住所・生年月日・緊急連絡先は必須情報です。
その他の欄も可能な範囲で確認してください。

●緊急連絡先／身近な相談先

カードに記入する場合は、事前にその旨を伝えておきましょう。

●震災時避難場所／風水害時避難場所

住所で避難先が決まっています。わからない場合は、
西区のホームページ等で確認してください。

●かかりつけ医／その他伝えたいこと

「かかりつけ医」は、本人の健康状態を良く知っている通院先などを記入してください。

「その他、伝えたいこと」は、ご自身が伝えたいことを記入してください。(アレルギーや通院状況など)

●署名欄

この欄に署名をしてもらうことで、入院など何か変化があった時に関係者で情報共有することが可能になります。記入時に本人に丁寧に説明してください。

裏面

7

自由記載欄（配慮が必要なこと）

・身体状況など詳しい内容は、電話の横にある棚に書類がしまっておりますので、見てください。
 ・薬は冷蔵庫の中の専用容器に入っています。
 ・近所に住んでいる港 市子さんには普段からいろいろな相談をしています。緊急の時は、私の状況を伝えてください。
 ・緊急時は、大阪府に住んでいる息子（西 太郎 090-〇〇〇-△△△△）に連絡してください。



西区のマスコット
にしまるちゃん

困った時の相談・連絡先（市外局番はいずれも045）

○福祉保健等について（相談時間 月～土 9:00～18:00）※施設点検等のため休館する場合があります。夜間・休館日は電話受付のみ
 日・祝日 9:00～17:00

施設名	戸部本町	地域ケアプラザ	☎ 045-321-3200 FAX 045-321-3008
-----	------	---------	------------------------------------

○障害のある方について

施設名	主な相談	電話	FAX	相談時間
横浜障がい相談システム ねくさず	障害全般	594-7681 (相談時間外の緊急時は、 ガッツ・びーと西 250-6506に)	594-7682	主に月～金 9:00～17:00
生活支援センター西	精神障害	252-2414	348-9090	月～土 10:00～17:00

○西区役所相談窓口（月～金 8:45～17:00）

高齢・障害支援課 高齢者 支援担当	☎ 320-8410 FAX 290-3422	高齢・障害支援課 障害者 支援担当	☎ 320-8417 FAX 290-3422
-------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------

○夜間の急病には

施設名	横浜市夜間急病センター	☎ 212-3535	住所	中区桜木町1-1
診療科目	内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科	診療時間	20:00～24:00	

○急病時などに受診できる医療機関の案内（24時間・年中無休）

施設名	横浜市救急相談サービス	電話	#7119	FAX	242-3808（聴覚障害者専用）
-----	-------------	----	-------	-----	-------------------

○精神疾患の急激な発症や病状の悪化で、早急な医療が必要な方に対する医療機関の案内

施設名	精神科救急医療情報窓口	電話	261-7070
時間	平日夜間：17:00～翌朝8:30（翌朝8:00まで受付） 土・日・祝日：8:30～翌朝8:30（日・祝日の翌平日朝は8:00まで受付）		

7

自由記載欄

詳しく伝えたい内容がある場合、記入してください。
 特に、記入する内容がない場合、空欄で構いません。

（例）

詳しい情報は、〇〇〇にしまっているので、見てください。

8

困ったときの相談・連絡先

相談窓口などをご紹介していますので、必要に応じて活用してください。

なお、「地域ケアプラザ」は住所によって、所管の施設が異なります。

その他

- ・薬の説明書などの必要な情報は、「あんしんカードと一緒にケースに入れておく」と便利です。
- ・金銭や重要書類の情報は、盗難などの犯罪を招く可能性があるため、記入しないように注意してください。

지구별 계획

니시구의 7개 지구가
목표로 하는 5년 후의
마을의 모습

지구의 목표 달성을 위해 지역 주민들이 함께
논의해서 구체적으로 실천하고 있습니다.



제1지구



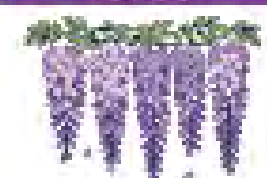
서로 돕는 안심할 수
있는 마을로

제2지구



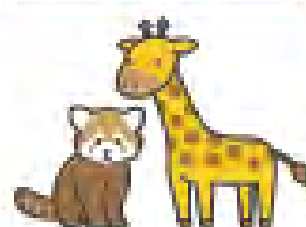
마을에 좋아하는
밝고 즐거운 마을 만들기
→ 우리 인사 나누기

제3지구



복지 시설이 많은
이 지구의 특징을 살려
이웃이 부러워 하는
장소가 있는 분도 있는 분도 다양한
사람들이 서로 교류할 수
있는 계기를 마련한다.
안락한 삶은 지향하면서도 지역
누구나 어울려서 사는 계기를 마련한다

제4지구



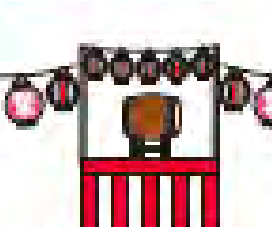
장애가 있는 사람도 없는
사람도 누구나 계속 살고
싶은 따뜻한 교류가
넘치는 마을로

제5지구



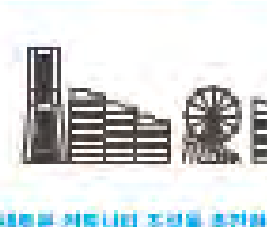
누구나 "안전과 안심을
살필 수 있는"
마을을 만들겠습니다!

제6지구



안정까지나 계속 살고
싶은 마을 니시로쿠

미나토미라이 지구



새로운 거점이나 조성을 추진하여,
지역의 분담을 가감,
누구나 활기있게 살아가고,
일하며 배우고,
살 수 있는 교류할 도시를
자주적으로 발전시켜 나가겠습니다!
→ 우리 마을에 맞는 마을

니코마치 플랜 지구별
계획은 자치회·정내회를
비롯해 복지, 보건, 청소년,
스포츠, 학교, 관계 기관 등
각 분야의 주역들이 모여
추진 및 추진되고 있습니다.
또한, 니시구청, 니시구
사회복지협의회, 지역 계
를라자가 구성한 지구 지원
팀이 협력하여 지역의
활동을 지원해 갑니다.

지구별 계획의 추진 체계 (예)



문의처

☎ 오프라인에서 니시구청 복지보전과

(주)220-0051 오프라인에서 니시구 주 1-5-10 TEL: 045-320-6437 FAX: 045-324-3703

☎ 오프라인에서 니시구 사회복지협의회

(주)220-0011 오프라인에서 니시구 다카세마 2-7-1 TEL: 045-450-5005 FAX: 045-451-3191

발행 연월

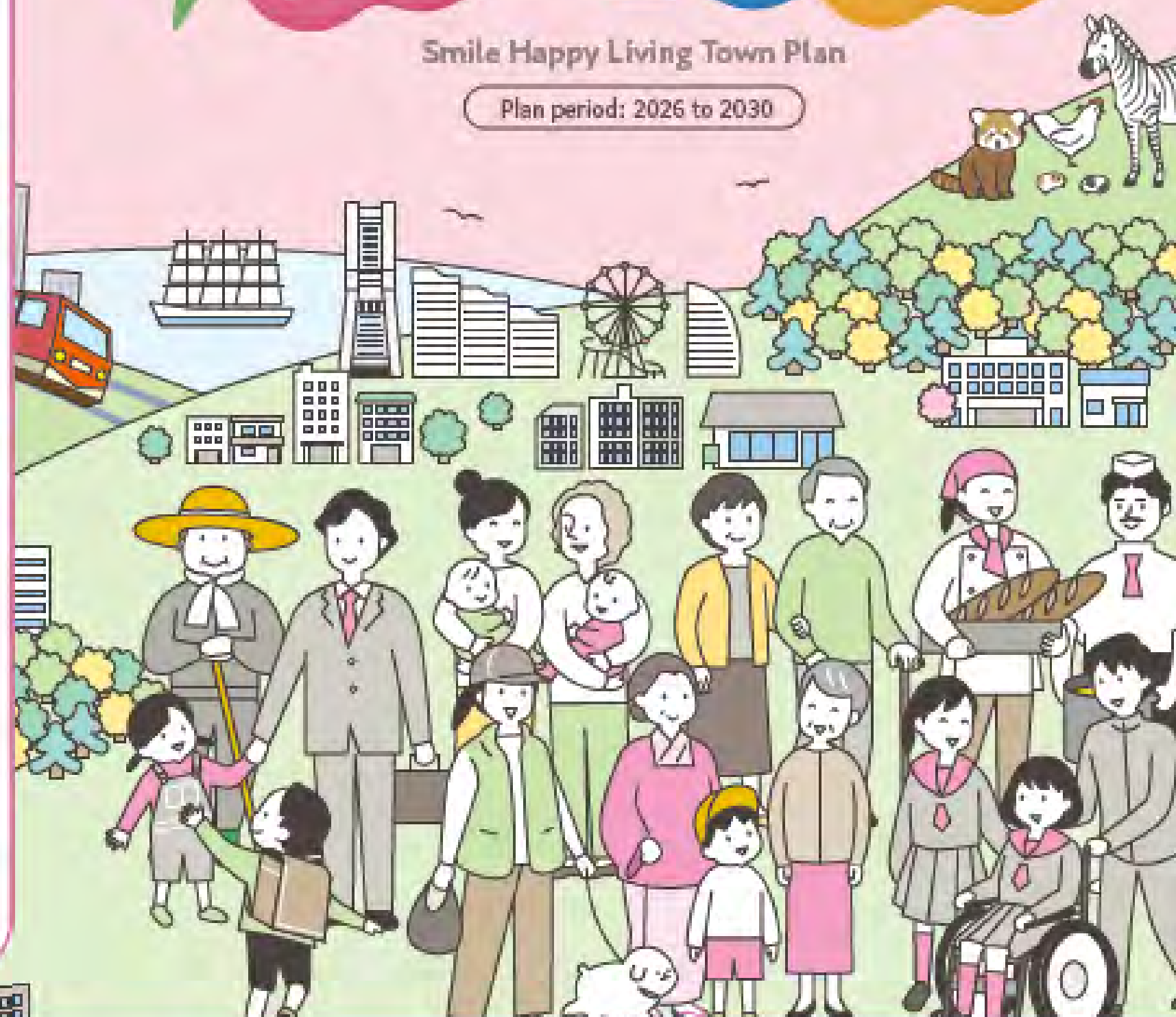
2020년 4월

5th

Niko Machi Plan

Smile Happy Living Town Plan

Plan period: 2026 to 2030



The Nikomachi Plan* involves all residents to make Nishi Ward a place where people of all ages and abilities can continue to live comfortably, healthily, and in their own way.

* "Nikomachi Plan" is a shortening of "Smile Happy Living Town Plan" in Japanese (Nishi Ward Regional Welfare and Health Plan).

区整体计划

5个基本目标



微笑城市计划
微笑城市计划
微笑城市计划

目标 1

确保安全、安心的城市

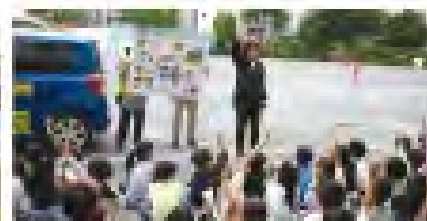
从日常做起，推进防灾减灾，构建互帮互助的关系，力争创建一个让每个人都能够安全、安心生活的城市。



消防演练(港米东地区)



地区防灾基地训练



邀请儿童交通安全教室

目标 2

充满活力、健康的城市

注重让每个人开展力所能及的创造健康行动，同时，力争创建一个能够让人们充满活力、活出自我，并持续生活下去的城市。



樱花祭(第一地区)



广播体操(第二地区)

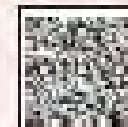


区域性运动体验馆

微笑幸福生活之歌

~微笑城市计划的宣传曲~

作曲·编曲：钟山纯
作词：西之未来



在网页上可以
听到歌曲哦!

歌词大意
水花儿开放的时候

春天很快就要到来

总想尝试做点什么新事情

心中不由得充满期待

让我们开始吧

从今天起做我力所能及的事

只要一声问候

从今天起我们就是朋友

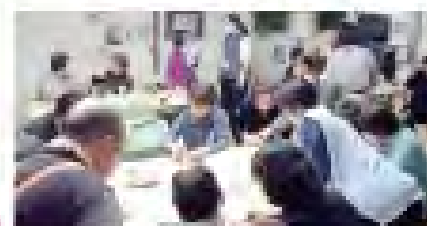
目标 3

相互认同每个人的个性， 人人共存的城市

在加深对多样性理解的同时，相互认同、相互尊重，力争创建一个让每个人都能够安心、健康生活的包容性城市。



樱花节(第三地区)



认识新朋友



电子教材外语讲座

目标 4

整个地区紧密相连的城市

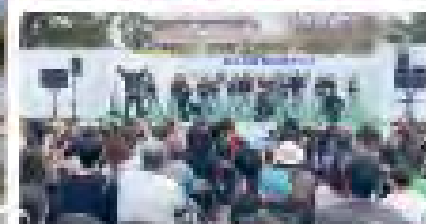
力争创造所有人对自己生活的地区拥有归属感，相互扶持，整个地域紧密相连的城市。



大家的食堂(第四地区)



少年足球赛(第五地区)



区周节

目标 5

孩子们能够健康成长的

力争创造家庭、学校、地区等融为一体，守护儿童及家长的环境，建成一个让孩子们心灵丰富，能够健康成长的



育儿讲座



微笑小镇(第六地区)



微笑城市计划外语讲座



令和 8 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいたします。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいたします。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時【緑公会堂】

4 申込み方法等

(1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

(2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

(3) 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当
(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」
※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、小池
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの
二次元コードから
お申し込み

お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

青葉区

☎045-978-2286
✉ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

旭区

☎045-954-6028
✉as-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

泉区

☎045-800-2333
✉iz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

磯子区

☎045-750-2398
✉is-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

神奈川区

☎045-411-7026
✉kg-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

金沢区

☎045-788-7809
✉kz-tiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

港南区

☎045-847-8383
✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp

港北区

☎045-540-2247
✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp

栄区

☎045-894-8936
✉sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp

瀬谷区

☎045-367-5789
✉se-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

都筑区

☎045-948-2474
✉tz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

鶴見区

☎045-510-1678
✉tr-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

戸塚区

☎045-866-8328
✉to-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

中区

☎045-224-8136
✉na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

西区

☎045-320-8319
✉ni-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区

☎045-334-6380
✉ho-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

緑区

☎045-930-2237
✉md-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

南区

☎045-341-1239
✉mn-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734

※お申込みにあたりいただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の
会長や役員等の
皆さまへ

令和8年度

参加
無料

気軽な参加から広げよう!

自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。
本講座では、誰もが関わることのできる
「小さな参加のかたち」の考え方や
実践事例を学ぶことができます。



	日程	時間	会場
1	9月5日(土)	14:00~16:00 (受付13:30~)	かながわ県民センター
2	9月10日(木)	14:00~16:00 (受付13:30~)	サンハート (旭区民文化センター)
3	9月16日(水)	14:00~16:00 (受付13:30~)	港南公会堂
4	9月29日(火)	14:00~16:00 (受付13:30~)	緑公会堂

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの
お申込みはこちらから



申込
期限

令和8年
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員

1

日時 令和8年9月5日(土)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **かながわ県民センター**
神奈川区鶴屋町2-24-2
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

定員 150名

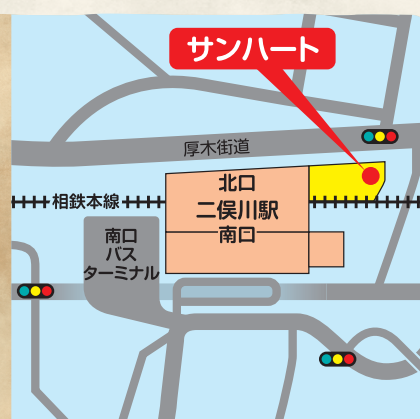


2

日時 令和8年9月10日(木)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **サンハート(旭区民文化センター)**
旭区二俣川1-3
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

定員 100名

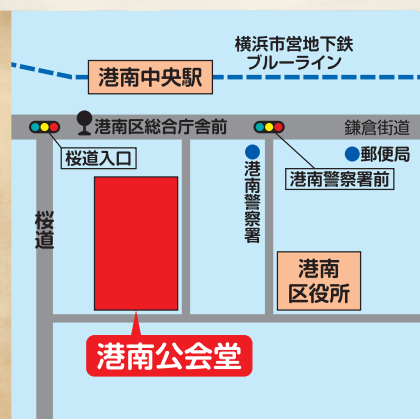


3

日時 令和8年9月16日(水)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **港南公会堂**
港南区港南中央通10-1
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

定員 100名



4

日時 令和8年9月29日(火)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **緑公会堂 緑区寺山町118**
JR横浜線／市営地下鉄グリーンライン「中山駅」南口または2番出口から徒歩5分

定員 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

講座内容・講師紹介

／考え方から実践まで学ぶ／

自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

「小さな役割づくり」 「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

講師

大塚 朋子 氏
NPO法人こまちぶらす理事



自身も子育て中にこまちぶらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちぶらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

講師

落合 稔 氏
東京都大田区
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていきたいために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

アドバイザー 派遣の ご案内

講座で学んだことを一緒に実践しませんか
自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。

